

平成30年度予算 都市計画税の使途

都市計画税は、地方税法第702条第1項の規定により、都市計画事業（街路事業、公園整備事業等）や土地区画整理事業に要する経費に充てるための目的税として課税しています。

（単位：千円）

事業名	事業費	財源内訳	
		一般財源	うち都市計画税
街路整備事業	196,132	10,462	947,607
連続立体交差事業	0	0	
公園整備事業	33,000	1,700	
緑化推進事業	3,000	3,000	
下水道整備事業	1,643,783	0	
地方債償還	3,692,097	2,597,622	
合 計	5,568,012	2,612,784	947,607

※都市計画税は、各事業の一般財源の比率に応じて按分して充当しています。